

2023年度の海外出張時における海外宿泊費支給の上限額

人事部

「2023年度の海外出張時における海外宿泊費支給に関する運用」（2023年1月19日部長会）に基づき、以下の通り2023年度の海外宿泊費支給の上限額をお示しする。

1. 支給上限額

2023年4月1日以降出発の海外出張時における海外宿泊費支給の上限額を基準額×1.5倍とする。出張種別毎の上限額は下表の通りとする。

「旅費規程」における「別表第3 海外出張旅費支給基準」		基準額	2023年度 中の上限額
イ 校務のための出張	A 地方*	22,500 円	33,750 円
ロ 正課のための出張（授業実施の場合）	B 地方*	18,800 円	28,200 円
ハ 研究、調査等のための出張（研究調査の場合）			
ロ 正課のための出張（実習指導の場合）	A 地方*	12,000 円	18,000 円
ハ 研究、調査のための出張（学会参加の場合）	B 地方*		
ニ その他の出張			

*A 地方・B 地方の定義は規程参照のこと

なお、2024年度以降の対応については、既報通り本運用の実績を踏まえ、社会情勢の変化も注視した上で、改めて提案する。

以上